

総務民生委員長報告

総務民生委員会委員長 宅川靖次

総務民生委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第15号「鳴門市条例を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する条例の制定について」ほか議案19件及び請願2件であります。

当委員会は、去る3月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案20件については可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配布の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第15号「鳴門市条例を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する条例の制定について」であります。

現在本市の例規文書は縦書きとなっておりますが、一般社会及び公用文全体において左横書きが主流となっている現状を鑑み、条例を左横書きに改めるとともに、例規の効力に影響を及ぼさない範囲で表記を新しいルールに則った表記に改めるために、条例を制定するものであります。

委員からは、今回の条例改正に伴い差し替えする必要がある条例は膨大な量であるため、作業に要する経費や期間の長期化を懸念する意見がありました。理事者からはこれに対し、委託先業者と担当部局との調整により平成24年度の予算内で執行でき、作業も平成24年度中に終了する見込みであるとのことでした。

委員会では議案第15号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第16号「鳴門市職員定数条例の一部改正について」であります。

鳴門市立鳴門工業高等学校の県立高校への再編統合により高校教職員が減員となることや、市長事務部局等において現在の職員の定数と実数にかい離が生じていること、また大規模災害に対する消防力を充実させる必要があることから、条例定数を改めるために、所要の改正を行うものであります。

委員からは、改正内容の詳細や議会事務局職員の定数増減についての動向を確認する質疑がありました。理事者は、スーパー改革プランの職員数削減の方針を前提としながらも、適切な人員は常に確保していくとの姿勢が示されました。

委員会では議案第16号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第17号「鳴門市特別職の職員の給与及び旅費の支給に関する条例の一部改正について」であります。

特別職報酬等審議会において、市長・副市長の適正な給料の額についての答申を受け、その内容に従って給料額等の改定を行うとともに、企業局長もこれに準ずる給料月額に改定し、さらに、本市の厳しい財政状況に鑑み市長・副市長・企業局長の給料、期末手当に対して現在実施している臨時的減額措置を平成24年度も引き続き実施するために、所要の改正を行うものであります。

委員からは、改正内容の中で、期末手当基礎額のうち給与月額に上乘せされる加算割合の根拠について、詳しい説明が求められました。これに対し理事者からは、審議会での答申内容に従ったもので、加算割合については均衡を図るため他市町に準じて設定したとの答弁がありました。

委員会では議案第17号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第18号「鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

特別職報酬等審議会による特別職の報酬等の額の改定についての答申を受け、執行機関である行政委員会委員や監査委員の報酬についても特別職の報酬等の額の改定率を参考に改めるとともに、現状

にあわせて一部の審議会委員の名称等の改正を行うものでありました。

委員からは、非常勤職員の報償について、月額制から日額制への移行が進む全国的な流れの中での鳴門市の方針に関する質疑がありました。理事者からは、非常勤の行政委員会委員の報酬の月額制を容認した数少ない司法判決を挙げ、報酬制度の内容によれば、適性を備えた人材の確保が困難になる。専門知識の習得や情報収集など登庁日以外にも実質的な勤務が必要であり、形式的な登庁日数だけでは評価できないなどの理由により、市としては、日額制に改めることに対しては慎重にならざるをえないとの答弁がありました。また今後は、この司法判決を基本に、他の地方公共団体の動向も見ながら、適切な報酬の在り方を検討していくとのことでした。これに対し委員からは、そうした背景に理解は示すが、どちらの制度が適切であるかはその都度検討するようとの要望がありました。

委員会では議案第18号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第19号「鳴門市特別職報酬等審議会条例の一部改正について」であります。

特別職報酬等審議会答申の付帯意見に従い、審議会の諮問事項に、企業局長および教育長の給料の額等、市議会議員および市長等の期末手当の額、市長等の退職手当の額を新たに加えるために、所要の改正を行うものであります。

委員会では議案第19号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第20号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。

鳴門市立鳴門工業高等学校の再編統合に伴い、義務教育等教員特別手当、産業教育手当の支給及び教育職給料表(1)の適用を受ける職員がいなくなるために、所要の改正を行うものであります。また、本市の厳しい財政状況に鑑み、管理職員を対象に現在実施し

ている給料月額の臨時的減額措置、および教育委員会勤務の教育公務員に関し県費負担教職員との給料の均衡を図る観点から実施している給料月額の臨時的減額措置を平成24年度も引き続き実施するために、所要の改正を行うものであります。

理事者からは、鳴門市が採用した実習主任4名については、統合後引き続き雇用を継続し、教育委員会などふさわしい部署への配置転換をすることでありました。委員からは、特殊な技術を持った職員なので、適切な配置となるよう配慮が必要との意見がありました。

委員会では議案第20号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第21号「鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」であります。

スーパー改革プランでの取り組み事項の1つである特殊勤務手当の見直しについて、類似団体等への調査の上、その支給の適否について検討を行った結果、特殊勤務手当の趣旨に合致しない、もしくは支給する団体の数が少数である手当等を廃止するために、所要の改正を行うものであります。

委員会では議案第21号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第22号「鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」であります。

東日本大震災からの復興に向けた防災施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、経済社会の構造変化に対応した税制の構築を図るための地方税法および地方法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律、および地方税法の一部を改正する法律が施行されました。これに伴い、たばこ税の税率の改正、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の削除、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の見直し等について所要の改正を行うものであります。

委員会では議案第22号について採決の結果、賛成多数で可決

すべきと決しました。

次に、議案第 2 3 号「鳴門市介護保険条例の一部改正について」であります。

平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までを計画期間とする介護保険実施計画の策定を受け、3 年に 1 度見直しをしている介護保険料率について、第 5 期の保険料率を決定するために、所要の改正を行うものでありました。また、第 4 期において実施している保険料軽減措置を継続し、第 5 期より新たに第 3 段階の収入の低い層についても軽減措置を実施できるよう介護保険法施行令が改正されたことに伴い、本市においても低所得者への負担軽減の観点から軽減措置を実施するために、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、今回の改正による変更内容についての説明や各種広報、相談窓口の設置等、周知の徹底に努める中で、特に今回介護保険料の額が変更となる市民に対し重点的な対応をするようにとの要望がありました。

委員会では議案第 2 3 号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第 2 4 号「鳴門市男女共同参画推進条例策定審議会条例の制定について」であります。

本市は去る 2 月 4 日に、内閣府の「男女共同参画宣言都市奨励事業」における「男女共同参画宣言都市」となりました。今後さらに男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関連施策の基本的事項を定める「鳴門市男女共同参画推進条例」の条例案の策定にあたり、市民や学識経験者等の意見をもとに進めていくうえで、市長の附属機関として条例策定審議会を設置するために、新たに条例を制定するものでありました。

委員からは、市民の生の声を条例策定に十分生かすため、審議会委員に事前に資料を配布するなど、形式的な審議会ではなく、実質的な意見交換の場となるよう努めてほしいとの要望がありました。

委員会では議案第 2 4 号について採決の結果、賛成多数で可決

すべきと決しました。

次に、議案第25号「鳴門市消防手数料徴収条例の一部改正について」であります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正にあわせ、鳴門市消防手数料徴収条例についても、国の基準に準じて改正するものであります。

委員会では議案第25号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第26号「鳴門市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」であります。

鳴門市特別職報酬等審議会より答申を受け、市長・副市長の給料の額等の改定に伴い、均衡の観点から、教育長の給料額等についても改定を行うものであります。また、本市の厳しい財政状況に鑑み現在実施している教育長の給料、期末手当の臨時的減額措置を平成24年度も引き続き実施するために、所要の改正を行うものであります。

委員会では議案第26号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第27号「鳴門市立幼稚園、小学校、中学校に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止について」であります。

類似団体における特殊勤務手当の支給状況等を勘案し、幼稚園教育手当および給食調理作業従事職員手当を廃止したため、両手当を規定する本条例を廃止するものであります。

委員からは、今回の改正が教職員組合との交渉、合意に基づくものであるかどうかの確認が行われました。

委員会では議案第27号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第28号「鳴門市立幼稚園に従事する教育職員の給与等に関する特別措置条例の制定について」であります。

「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、幼稚園教諭に教職調整額を支給する規定を定めるとともに、幼稚園に従事する教育職員の職務と勤務体系の特殊性に基づき、勤務条件についての特例を定めるために、新たに条例を制定するものであります。

理事者からの説明では、通常の間外勤務手当は、教育職員の不規則な勤務時間においてなじまないとし、それに代わるものとして教職調整額があるとのことでした。委員からは、この教職調整額について、その加算割合の決め方や支給対象となる具体的な事例について、確認が行われました。

委員会では議案第 28 号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第 29 号「鳴門市教育委員会事務局に属する教育公務員の退職手当に関する特別措置条例の制定について」であります。

現在、教育委員会に属する「指導主事」は、鳴門市立鳴門工業高等学校の教諭と同様に、「高等学校に属する教育公務員の退職手当に関する特別措置条例」に基づいて退職手当に関する特別措置がとられています。今回、鳴門市立鳴門工業高等学校の統合再編により同条例が廃止されることに伴い、平成 24 年度以降も教育委員会に配属予定である指導主事に対して退職手当の特別措置をとるために、新たに条例を制定するものであります。

委員会では議案第 29 号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第 30 号「鳴門市立小学校設置条例及び鳴門市立幼稚園条例の一部改正について」であります。

平成 20 年度に策定した「鳴門の学校づくり計画」に基づき、板東小学校と川崎小学校の再編協議が整ったことから、平成 23 年度末をもって両校を廃止し、平成 24 年度より新たに板東小学校を設置する予定となっています。また、板東幼稚園と川崎幼稚園も同時に廃止し、新たに板東幼稚園を設置する予定であることから、関係条例について、所要の改正を行うものであります。

理事者からは、統合準備協議会における地元住民との協議の中で、板東・川崎両小学校は対等合併という形を取ることで、校舎の耐震化が完了した板東小学校に引き継がれていくとのことでした。委員からは、今回の改正に伴い、それまでの学校の債務・債権等に影響が生じはしないかと懸念する声がありました。また、今年度の卒業証書の番号をどうするのかといった、新旧学校の引き継ぎに関する質疑がありました。

委員会では議案第30号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第31号「鳴門市立鳴門工業高等学校条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

鳴門市立鳴門工業高等学校の再編統合に伴い、関係条例の改正および廃止を行うものであります。

委員会では議案第31号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第32号「鳴門市公民館条例の一部改正について」であります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の施行により、社会教育法が一部改正されたことに伴い、公民館運営審議会委員の委嘱基準が削除され、当該基準は条例で定めることとなるために、所要の改正を行うものであります。

委員からは、第2次一括法の内容やこの法律に関連する他の鳴門市の条例の有無についての質疑がありました。また、公民館での活動の温度差や、少子高齢化が進む中での公民館の在り方といった問題について、行政として今後何らかの対応を考えるようにとの要望がありました。

委員会では議案第32号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第33号「鳴門市立図書館条例の制定について」であ

ります。

第2次一括法の施行により、図書館法および図書館法施行規則が改正され、同法を引用する鳴門市立図書館協議会設置条例を一部改正する必要が生じました。これにあわせて、現在図書館の設置について定める鳴門市図書館設置条例を検証し、公の施設である図書館についてはその管理に関する基本的事項も条例で規定すべきであることから、この際、関係条例の整理、見直しを行うこととしたために、新たに条例を制定するものであります。

委員会では議案第33号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、議案第55号「工事請負契約の締結について（鳴門市消防庁舎車庫棟増築工事のうち建築工事）」であります。

鳴門市消防庁舎の車庫棟増築工事のうち建築工事について請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号ならびに鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

理事者からは、指名競争入札の参加企業やその過程についての説明が行われました。また、工事期間中の消防車両の保管場所、特に出動件数の多い救急車についてはその人員配置も含め、今後の対応についての質疑がありました。理事者からは、従来どおり迅速な対応ができるように努力するとの答弁がありました。

委員会では議案第55号について採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。